時事解説

令和5年度税制改正で同族の同族会社が適用除外に

改正株式交付税制の実務ポイント

税理士法人ゆいアドバイザーズ 税理士

石田昌朗

会社法の株式交付を実施した場合における株式交付子会社株式の譲渡損益を繰り延べる租税特別措置法の規定である株式交付税制については、株式会社が他の株式会社を子会社化(50%超の株式を取得)する手法として使い勝手のよいものであるが、節税目的の資産管理会社が株式交付親会社となる株式交付を行うことは今回の税制改正により封じられることになる。

はじめに

令和4年12月16日に公表された与党の令和5年度税制改正大綱において、株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例(以下、「株式交付税制」という)(措法37の13の3、同法66の2)につき、以下の税制改正が行われることとされている。

株式等を対価とする株式の譲渡に係る 所得の計算の特例について、対象から株 式交付後に株式交付親会社が同族会社(非 同族の同族会社を除く。)に該当する場合 を除外する(所得税についても同様とす る。)。

(注) 上記の改正は、令和5年10月1 日以後に行われる株式交付について適 用する。

執筆時点では、法令等の公布・施行前であることから、現行の株式交付税制の内容と今回の税制改正の背景と影響につき解説する。

┃ 株式交付の概要

1 会社法上の取扱い

株式交付は、自社株式を対価とするM&Aを容易にするために組織再編行為として令和元年に改正された会社法で創設され、令和3年3月1日から適用が開始されている。これにより、買収企業のキャッシュアウトを抑制したM&Aの実現が容易になったと考えられている。さらに、従来からある株式交換との比較では、株式交換が完全子会社化を目的とするものであるのに対して、株式交付は買収会社の自社株式を対価としつつも完全子会社化を目指さない子会社化も可能となったことから、M&Aや組織再編スキームをより柔軟に構築できる環境が整備されたものといえる。

参考までに、会社法では、株式交付とは、「株式会社(買収会社)が他の株式会社(被 買収会社)をその子会社とするために当該 他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式 の譲渡人に対して当該株式の対価として当 該株式会社の株式を交付することをいう。」 と規定されている(会法2三十二の二)。

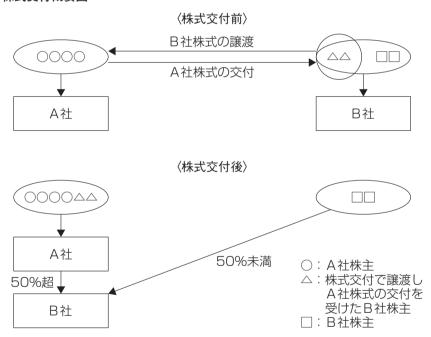
2 株式交付の税務上の取扱い

被買収会社の株主である個人又は法人が、会社法の株式交付によりその有する被買収会社(株式交付完全子会社)の株式を譲渡し、買収会社(株式交付親会社)の株式及び金銭等の交付を受けた場合において、その対価として交付を受けたこれらの資産の価額のうち、株式交付親会社株式の価額の割合(以下、「株式交付割合」という)が80%以上であるときは、その譲渡した株式交付子会社株式に係る譲渡損益課税は繰

り延べられることになる(措法37の13の3,66の2)。

したがって、株式交付を活用することにより、上場企業等が株式交付親会社となり、未上場の同業他社やシナジー効果の見込める中小企業などを株式交付子会社とする場合には、その株式交付子会社の株主である個人又は法人にその株式交付子会社株式の譲渡益課税を生じさせることなく株式交付親会社株式と交換することができるわけである(図表 1 参照)。

【図表 1】株式交付概要図



3 税務上の留意点

(1) 株式交付割合

株式交付では、株式交付親会社は株式交付子会社株式を譲渡する株主に対して株式 交付親会社株式及び金銭等の交付をするこ とが可能であるが、対価総額のうちに株式 交付割合が80%以上であれば株式交付税制 の適用がある。ただし、株式交付割合が80 %以上であっても、金銭等が交付された場 合には、株式交付親会社株式に対応する部 分のみが課税が繰り延べられ、金銭等に対 応する部分については課税の繰り延べはない。

(2) 自社の株価算定における「評価差額 に対する法人税等相当額の控除」の取 扱い

相続税及び贈与税の課税対象とされる非上場会社(評価対象会社)の株式を評価する際に用いられる純資産価額方式においては、含み益に対する法人税等相当額を控除する旨の規定が定められている。当該法人税相当額は、評価対象会社の時価純資産価額から簿価純資産価額を差し引いた残額に37%を乗じて算出することとされている。

ただし、評価対象会社が株式交付によって時価よりも低い価額で受け入れた他社株式を有している場合には、当該他社株式に係る含み益の一部についてはこの規定は適用されない、したがって、株式交付親会社が株式交付により取得したか株式交付子会社株式に係る含み益については一定の調整計算が必要となる(財基通186-2)。

(3) 組織再編行為に係る行為計算の否認 規定

また、「株式交付は、会社法の現物出資に関する規制の対象外とされていますが、株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付した株式交付親会社の株式の交付を受ける行為であることから、現物出資の一種であることには変わりないと考えられます。したがって、法人税法第132条の2(組織再編に係る行為又は計算の否認)の対象になると考えます。」(財務省「令和3年度税制改正の解説」664頁)と記載されており、株式交付に法人税法132条の2(組織再編

成に係る行為又は計算の否認)の対象とされる可能性がある。

| | 今回の税制改正について

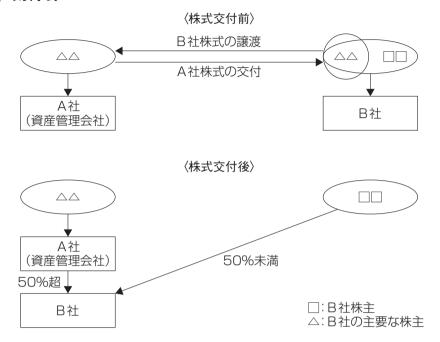
1 今回の税制改正の背景

令和4年9月5日の日本経済新聞朝刊では、「株式交付で『私的節税』M&A新手法、資産管理会社に利用」との記事において、問題点を指摘していた。すなわち、株式交付税制は、本来は、買収企業による事業再編をしやすくするためのM&Aにつき税制上も手当てするという政策目的で導入されたものが、図表2(「取引事例」)のような取引も、法令上の要件は満たすため、株式交付税制の適用対象となってしまう。

その結果、企業オーナー一族(二重囲み 内の2名)は、上記のB社株式の譲渡につ いて、株式譲渡益課税を受けない(課税が 繰り延べられる)ことになる。株式交付税 制の創設前は、取引事例のような形態にす るためには企業オーナー一族の株式譲渡益 課税なしには実行することはできなかった はずである。企業オーナー一族が保有する B社株式を資産管理会社である A社に売却 すれば企業オーナー一族は売却したB社株 式に当然に譲渡益課税されるし、B社株式 を資産管理会社に現物出資しても、個人に は組織再編税制上の適格現物出資の制度は 適用されないため.時価での譲渡に該当し やはり課税されることになる。しかしなが ら、株式交付税制を用いることにより、こ の税負担なしに取引事例のような形態にす ることが可能となっていた。

そのため、このような取引事例を行うこ

【図表2】取引事例



とは、上記の株式交付税制の本来の政策目的に沿わない面もあるのではないかとの見方が、前掲記事を含めあったと考えられ、そのため今回の税制改正においては、そのような見方を踏まえて、取引事例には株式交付税制に基づく課税の繰延べを認めるべきではないとの政策判断がなされたものと考えられる。

2 今回の税制改正のねらい

今回の税制改正は、企業オーナー一族が その保有株式を自らが経営権を支配する資 産管理会社に無税にて移管するために株式 交付を用いた場合における株式交付税制の 適用を除外することにより過度な節税を封 じることにねらいがあると考える。

そのため、株式交付後に株式交付親会社 が同族会社(非同族の同族会社を除く)に 該当する場合を株式交付税制の適用対象か ら除外するという税制改正が予定されている。

3 今回の税制改正の意義

今回の税制改正により、上記図表2の取引事例の資産管理会社A社(株式交付親会社)は、株式交付後において、企業オーナー一族(二重囲み内の2名)のみが株主であるため、「非同族の同族会社」ではない「同族会社」(以下、「同族の同族会社」という)に該当することから、取引事例は株式交付税制の対象から除外されることになる。取引事例が、今回の税制改正が除外の対象として意図している典型例であると考えられる。

(1) 同族会社とは

「同族会社」とは、株主とその同族関係者 (株主等と特殊な関係にある個人や法人) をグループとし、上位3グループが保有する株式・議決権などの合計額・数が、その会社の発行済株式(自己株式を除く)等の総数の50%を超える会社のことをいうものとされている。

また、「非同族の同族会社」とは、上記の判定で同族会社と判定された会社のうち、上位3グループの中に同族会社ではない法人がある場合で、その法人を除いて判定すると同族会社とならない会社が「非同族の同族会社」と呼ばれている。例えば、非同族会社である持株会社に全株式を保有されている事業会社がこれにあたるため、一般的には非同族の上場会社(典型例としてのホールディング形態)の子会社がこの非同族の同族会社の典型的な例であるといえる。

(2) 適用除外となった場合の課税関係

今回の税制改正後(令和5年10月1日以後)においては、上記のように株式交付後に株式式交付親会社が同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合には、株式交付税制は適用されず、現物出資を行った場合と同様の課税関係になることから、株式交付子会社株式を譲渡して株式交付親会社株式を受領した個人株主は株式等の譲渡所得が課税されることになる。

なお、法人株主においては、現物出資に 係る適格・非適格の判定に従って譲渡損益 の繰延処理又は計上処理が認められること となる。

(注) 株式交付税制の適用がない場合に は,現物出資に関する規定が適用される (財務省「令和3年度税制改正の解説」 665頁)。

(3) 非同族の同族会社に該当する場合

株式交付後に株式交付親会社が非同族の 同族会社に該当する場合には、今回の税制 改正においては適用除外の要件とされてい ないことから、従前と変更はなく、その株 式交付には株式交付税制が適用されること になる。

4 今回の税制改正の注意点

今回の税制改正により株式交付税制の適 用除外とされる要件は、株式交付後の株式 交付親会社が同族の同族会社に該当するか どうかであることから、上場会社でもスタ ートアップ企業やベンチャー企業のように 創業関係者により株式の過半数が保有され ている場合には、同業他社等を子会社化す るために株式交付を行った結果、株式交付 親会社が同族の同族会社に該当し、その株 式交付については株式交付税制の適用がで きないケースも想定されるところである。

株式交付後に株式交付親会社となるスタートアップ企業やベンチャー企業でも株式 交付後に同族の同族会社に該当する可能性 がある場合には、株式交付の手法を採用す るかどうかを慎重に検討する必要があると 考える。

5 他の手法との関係

株式会社が他の株式会社を金銭ではなく 株式を用いて買収しようとするとする場合 の方法としては株式交換等が一般的である と考えられる。しかしながら、株式交換等 は被買収会社の株式のすべてを取得して完 全子会社化することを目的とする手法であ り、被買収会社の株式の50%超を取得する ことを目的とした場合には適さない手法で ある。

一般的に、上場企業等を完全子会社化す る手法としては、買収者による被買収会社 株式の公開買付け後に、平成29年度税制改 正により株式交換等の範囲とされた。①全 部取得条項付種類株式に係る取得決議によ る場合. ②株式併合の場合. ③株式売渡請 求に係る承認の場合、若しくは株式交換の いずれかの手法により公開買付けに応じな かった少数株主のスクィーズアウトをする ことにより完全子会社化する手法が利用さ れ、税制上の適格株式交換等(法法2十二 の十七)の適用を受けているものと推測さ れるが、これらはあくまでも完全子会社化 する手法であり、株式の50%超を取得して 子会社化した上で、経営の統合やシナジー 効果を発揮させたいと考える場合には株式 交換等を選択する必要はない。

また、被買収会社株式を現物出資資産として買収会社の株式を交付する現物出資の手法も考えられるが、会社法における現物出資規制や有利発行規制などがあり、被買収会社の50%超の株式を取得して子会社化する手法としては障害が多いと考えられる。

そのため、現物出資に係る制約を受けず、 株式交換に準じた規律により子会社化する 方法である株式交付は他の株式会社の経営 権を取得する手法として使い勝手のよいも のと考えられる。

||| 今回の税制改正に関連した 問題

1 施行日前の遡及適用

今回の税制改正の施行が令和5年10月1

日からとされていることから、それまでの間に株式交付を行った場合には、当然に現行の規定が適用されることから、株式交付後に株式交付親会社が同族の同族会社であっても株式交付税制が適用されることになるが、いわゆる駆け込みで取引事例のような株式交付を行った場合には、税制改正前であってもその税制改正の趣旨に照らし合わせて株式交付税制の適用要件を満たさないとして否認の対象となるのかという疑問がある。

租税法律主義の原則により,今回の税制 改正の施行前である令和5年9月30日まで に実施された株式交付につきその株式交付 後の株式交付親会社が同族の同族会社に該 当する(取引事例のような株式交付)とし ても,その株式交付の時点では株式交付税 制の適用要件を満たしていることから,今 回の税制改正による株式交付税制の適用除 外要件である株式交付後に株式交付親会社 が同族の同族会社であるものとしてとして 遡及適用することは難しいと考える。

2 組織再編成に係る行為又は計算 の否認

上記 I 3(3)のとおり、株式交付は法人税 法第132条の2の組織再編成に係る行為又 は計算の否認(以下、「組織再編税制の包 括否認」という)規定の適用対象であると 考えられるが、施行日前に行われた取引事 例のような株式交付にもその組織再編税制 の包括否認規定が適用されるかという疑問 がある。

組織再編税制に係る包括否認規定については、合理的な事業目的がなく税負担の軽減を目的とするような組織再編行為に更正

処分を行った適用事例があることからする と、今回の税制改正の施行目前であるのか 施行日以後であるのかにかかわらず、取引 事例のような株式交付が行われた場合を含 め、企業オーナー一族の行き過ぎた節税で あると課税当局が判断した場合にはその株 式交付に対して組織再編税制の包括否認規 定の適用により更正処分を受ける可能性が あることを指摘しておきたい。

Profile

石田 昌朗 (いしだ まさあき)

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理十

東京国税局調査部において大規模法人調査、審理事務等に 従事。財務省主税局においてデリバティブ取引等の時価評 価、組織再編税制及び連結納税制度の企画、立案に従事。 東京国税不服審判所の審査官(国際課税担当)を経て 2007年7月退官。07年8月税理士登録。新日本アーンス ト アンド ヤング税理士法人 (現EY税理士法人) ビジネス タックスサービス部ジャパン ナショナル タックスグルー プのディレクターとして, 法令解釈の検討, 課税リスクの 管理及び税務対策等の幅広い税務助言サービスに従事。 21年7月税理士法人ゆいアドバイザーズのアドバイザー 就任。主な著書に『Q&A合併等の税務』『合併・分割等の 税務』(大蔵財務協会,共著),『国税速報』「法人税実務検 討」シリーズ。